

## 第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「第5次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 「第5次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討
- (2) その他庁内における「第5次船橋市障害者施策に関する計画」に係る必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は療育支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (検討部会の設置)

第6条 委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員及び委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 検討部会は、委員長が招集し、会議を行う。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は「第5次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

部・局	委員	部・局	委員
市長公室	危機管理課長	経済部	商工振興課長
	広報課長		消費生活センター所長
	国際交流課長	都市計画部	都市計画課長
企画財政部	政策企画課長	都市整備部	都市整備課長
	行政経営課長		公園緑地課長
	財政課長	道路部	道路計画課長
総務部	人事課長	道路部	道路維持課長
市民生活部	市民協働課長		道路建設課長
	市民安全推進課長		建築部
福祉サービス部	福祉政策課長	住宅政策課長	
	地域福祉課長		消防局
	障害福祉課長	病院局	総務課長
	指導監査課長	管理部	教育総務課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長	学校教育部	施設課長
	地域包括ケア推進課長		学務課長
	介護保険課長		指導課長
健康部	健康政策課長	生涯学習部	保健体育課長
	地域保健課長		総合教育センター所長
	健康づくり課長		社会教育課長
	国保年金課長	文化課長	
保健所	保健総務課長	生涯スポーツ課長	生涯スポーツ課長
こども家庭部	こども政策課長		中央公民館長
	児童相談所開設準備課長		西図書館長
地域子育て部	保育運営課長	選挙管理委員会事務局	事務局次長
	地域子育て支援課長	議会事務局	総務調査課長
	療育支援課長		議事課長
環境部	資源循環課長		
	クリーン推進課長		